

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成29年1月31日（火） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 農地転用の事業計画変更申請の審議について |
| 第5号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
7. 農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について
8. 農地であることの証明について
9. 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について
10. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
11. 転用届出の取消について

4 出席委員

1番	岸本	昇
2番	大平	雅義
3番	中野	耕一
4番	金澤	敬治
5番	能田	義弘
6番	西	一
7番	山本	孝
8番	佐々木	永薫
9番	森	政雄
10番	品山	昌美
11番	藤本	裕造
12番	坂東	政義
13番	野口	芳久
14番	近藤	浩二
15番	竹内	敬二
16番	山本	喜代治
17番	欠員	
18番	黒田	達哉

平成29年1月31日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成29年1月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名全員が出席しており、
　　会議が成立しております。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議
　　はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、6番・西一委員、13番・
　　野口芳久委員にお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろ
　　しくお願いいたします。
- 議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説
　　明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思わ
　　れます。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響
　　を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき
　　事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
　　1番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により、農地2筆に使用貸借権を
　　設定しようとするものです。
　　譲受人は社会福祉法人であり、その業務に必要であるということで、農地法第3条
　　第2項第1号（農業に必要な機械等）、第2号（農地所有適格法人以外の法人の権利
　　取得）、第4号（常時従事）、第5号（下限面積）の規定については、農地法施行令
　　第2条第1項第号ハに該当するため要件を充たすものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後8.3aに至るもので許可後は甘藷の栽培を行うとのこ

とです。

2番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地2筆の所有権を移転しようとするものです。

譲受人の耕作面積は許可後、90aに至るもので、許可後は、果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、遺贈により、農地5筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後151aに至り、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、217aに至るもので、許可後は、今まで通りネギの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権が移転するものです。

譲受人の耕作面積は許可後、161aに至るもので、許可後は、季節野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上5件で、対象地は、田1, 800.03㎡、畑2, 336㎡、計4, 136.03㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります

議長 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、露天駐車場に転用しようとするものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は申請地の隣接地に居住しており、申請人や家族の自家用車を止める駐車場が手狭となってきたため、平成18年頃より申請地を駐車スペースと

して利用しており、この度農地法の手続きがとられていなかったことが判明したため、これを是正するため転用許可申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、先程の経緯のとおり、現地はすでに農地法の許可を受けずに転用行為がなされており、申請人からこれについて反省し今後は農地法を順守する旨の始末書が提出されております。

第2号議案は以上1件で、畑が290㎡です。

転用目的の内訳は、その他施設用地が290㎡です。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、子供が誕生したことに伴い、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、実家にも近く環境も良いことからこの地に計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2番から4番は、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この案件は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ一時転用するものです。期間は、許可日から平成31年12月31日までとなります。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、建築工事業等を営んでいますが、現在使用している資材置場が手狭となったため、会社に隣接しているこの地を利用できないか、話をしたところ、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認め

られます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに更地になっており、今後は、農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

5番は、譲受人が所有権の移転を受けて、ビニールハウス設置、駐車場及び栽培用資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、市内でコーヒーを栽培しており、新たにビニールハウスで園芸栽培をするにあたって、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月18日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側4名により地区審査を実施しました。

6番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,700万円、全額を家族からの借り入れ資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、農家住宅へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人が現在居住している住居は、老朽化が進んでおり、また、娘夫婦についても現在の居宅が子供の成長とともに手狭となったため、一緒に住むことを計画していて、現在の敷地では手狭で、姉が所有する隣地を候補地として相談したところ、話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番と9番は、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。この案件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場・駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、建築材料製造販売業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに現在の資材置場だけでは手狭となったため、また、従業員の増員に伴って駐車場も不足しているため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が

1, 000㎡を越えており大規模なため、今月19日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、営農型太陽光発電施設に転用するもので、3年前に許可を受けたところを更新する案件で、今回も許可日から3年間の一時転用とする申請です。

立地基準については、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、甲種農地を分断する恐れはありません。

営農型太陽光発電設備の設置にあたっては、ソーラーパネルの下部を農地として継続利用し、毎年農業委員会に報告を行う義務が下部農地の営農者に課せられております。一般基準については、譲受人は、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することで、申請に至ったもので、営農計画の実現性については、サトイモを作物とする予定で、地域の平均的な単収の80%、880kgは見込めるとの地元の農協の指導員からの意見書が添付されており、排水、除草管理、及び収穫作業等は、常時従事者6名とシルバー人材センターを活用して行う計画で、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。営農状況が適切であれば期間満了時に再度一時転用の許可申請を行うことで継続してソーラーパネルを設置することが可能です。一方で営農状況が不適切であれば、再度の一時転用許可を認めず、ソーラーパネルの撤去を求めることとなります。太陽光発電施設の規模については、ソーラーパネル660枚、出力161.70kW規模のもので、

11番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準について、譲受人は、土木工事、建築工事業等の業務を行っておりますが、業務拡大とともに現在の資材置場だけでは手狭となったため、適地を探していたところ、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月19日に北井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

第3号議案は、11件で、田6,731.85㎡、畑2,189㎡で、計8,920.85㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,353㎡、その他施設用地7,567.85㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、5番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員 今月18日の午前10時から5番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は植田委員さん、清川委員さん、坂東二三男委員さんと私の委員4名と、転用者側4名、事務局2名の10名です。

場所は、新加賀須野橋から東へ約700mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転してビニールハウスの設置、駐車場及び栽培用資材置場へ転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成21年4月に除外されているとのこと。

土地の造成については、現況より20cmほど盛土して整地し、申請地北側にビニールハウスを設置し、コーヒーを栽培する計画で、南側に栽培用資材置場及び駐車場とし、周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのこと。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、南側水路及び東側の既存の水路に排水し、西側に側溝を新設する計画とのこと。

用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番と9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の坂東委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東(政)委員 今月19日の午前11時30分から、8番と9番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は谷川委員さんと私、転用者側2名、事務局2名の6名です。

場所は、徳島西環状線と鮎喰川の交差する付近から南西に約200mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。転用面積は、あわせて1,717㎡になります。

今回の申請は、それぞれの土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場と駐車場にするということです。

譲受人は現在土木建築工事業、建築資材販売等の業務を行っております。業務拡大とともに従業員の駐車場及び現在の資材置場が満杯状態で、新たな駐車場、資材置場を探していたところ会社に隣接しており利便性も良いことからこの地を利用できないか、と、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのこと。

土地の造成については、西側の農道の高さまで山土で盛土し、整地して北東側を駐車場とし、中央に通路を付け、両側に建設残土、クラッシャー等の置場とするとのこと。周辺の農地や道路へ土砂が流出しないようコンクリート壁を新設するなど十分な対策をしています。

排水については、雨水のみで、以西土地改良区とも話して調整済であるとのこと。

周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はないと思われまますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、11番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の近藤委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤委員 11番の案件を、今月19日の午前10時から地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は朝田委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の6名です。

場所は、北井上中学校から南西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場へ転用しようとする計画です。

譲受人は、土木工事、建築工事業を営んでおり、現在使用している資材置場が、満杯状態で、適地を探していたところ所有者と話がまとまり、このたびの申請に至ったとのことです。

土地の造成については、道路高まで山土で盛土して、整地し、周辺の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、地下浸透及び既存の水路に排水するとのことです。

用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、北井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から9番案件と11番案件を許可すること、10番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

会長 営農型太陽光発電設備のことにつきまして、県下でもいろいろ問題提起されています。法律では、甲種農地・1種農地においても一般の8割以上収穫できれば営農型太陽光発電への転用を認めるということになっています。この8割という基準につきまして、各地域の農業委員会から県に対して、実際8割採れているのか、一時転用で3年間だけを許可するということになっていますが、8割以下しか収穫できず、更新のときに不許可となったときに撤去まで考えて許可しているのかなどの質問がありました。

そのようなことで、徳島市も過去の何件か営農型太陽光発電施設を許可しておりますが、8割以上農作物の収量があがっているか確認できていますか。これができていないのであれば、一時転用なので太陽光発電設備を撤去するようと言わなければならないので。

しかし、そのようなことを各農業委員会がなかなかできないので、県が審査をするときにもっと厳しく審査すべきだという意見が出ました。

常識から考えて、ソーラーパネルの下では水稻を作った場合とても8割も採れないと思うわけで、我々農業委員会としても、許可の審査時にいろいろ考えて判断していかねばなからうかと思うわけでございます。

そして、各農業委員会から県に対して質問が多くてたのは、8割というのは何の8割かということです。平均というのはどこから見たものなのか、基準がまだきちんと示されていないのです。

今回部会に係っている案件はサトイモを作るということになっているのですかね、それだったらひょっとしたらできるかもしれません。

農業委員会としても、この判断をどこまで厳密にやっっていけるか、そして一時転用であるので、更新時に不許可となれば、撤去ということになるわけですがそれをどこまで実行できるかという問題があると思います。各市町村の農業委員会からも多々意見がでてきたのですが、我々としても知っている人が営農型太陽光発電をしていたら、もう少

し様子を見ようかなど、なあなあになるおそれがあります。このような懸念事項もあるので営農型太陽光発電についてはクエスチョンマークが多々出ているので、事務局にこの件についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

今営農型太陽光発電をしているところが本当に8割以上採れているのかどうか、どの基準で判断しているのか、撤去させるとなったときに担当地区の農業委員としては、農地に還元しなさいということが言いにくいような場合もあるので、農業委員会全体としてどのような処置をしていくのか、事務局としての姿勢をお願いします。

職員 事務局からですが、営農型太陽光発電の下部の農地について、毎年2月末に報告を行うということになっております。

当初の3年間というのは、工事中に期間がかなりありまして、その間は県の方も大目に見てくれています。

3年目になりまして、ある程度育つ作物もみえてきまして、一部では、エゴマ、あるところではサトイモ、あるところではミョウガを育てています。

何の8割かということですが、平均的な10aあたりの収量の8割を採れているかどうかということが基準となります。平均的な収量については、露地でどれくらい採れるのかということをお県の農業基盤課に問い合わせたり、インターネットで確認したりして割り出しております。

パネルの下部でどれくらい収穫できているかについては、出荷伝票を管理していただいて、それを2月末までを期限として報告いただくという計画でございます。

今回のところは、4月に作付し、12月に収穫しております。見込める880kgというのは、平均的なところの約81%に当たるということで報告を受けております。

会長 そういう風にきちんと管理していただいていたらけっこうなのですが、この出荷した伝票をもって判断するということになりますと、後から操作できそうだと感じますので、事務局としてもその点に気を付けていただきたいと思います。

結局、営農型太陽光発電は難しいということが一番にあると思うのですが、我々としては、やはり安易に許可はできないというような立場をとりたいと思うのですがどうでしょうか。

野口委員 私の地区に営農型太陽光発電がたくさんあるのですが、この前最初の一時転用の許可から3年がすぎまして更新いたしました。

そして、私もいろいろとお話を聞いてきたわけなのです。

私のところは主に、3軒がしているのですが、営農的には共同体を作っております。そして、機械等も共同体で持って使っているようです。

しかし、作物的には、私が聞いたところによりますと、それほどよいものはできておりません。しかし、何の8割かということで、品質の8割ではないわけでありまして。それならばクリアできる試算ができるわけです。

我々のところはエゴマをブランド化しようとしていますが、それがどうなるかははっきりとはわかりません。

基本的にサトイモはよくできています。

今回の案件も、申請者は共同体の一員で大規模にやっている方です。私のところで営農型太陽光発電をしている場所がたくさんあるので申し上げます。

議長 事務局はどうでしょうか。

職員 事務局から説明します。

生産者側から、この2月に報告があがってきます。伝票だけではなく、収穫前の写真をつけて報告してもらおうなど、よりの確に判断できるような方法をとっていきたいと思います。

会長 問題提起しただけで、否決しようという気持ちはないのですが、このような問題について、我々ももっといろいろと検討しなければならないのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長 何か他にご意見はございませんか。
それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番から9番案件と11番案件を議案書のとおり許可すること、10番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議についてご説明します。
議案書6ページをお開きください。

本申請について、法定の添付書類は整っております。
この手続きは、過去に農地転用許可を受けている場合において、工事完了に至らないまま、転用目的の変更や事業面積の拡大、縮小、第三者への転用事業の承継など、当初計画に変更が生じた場合に、変更される理由が適正か、変更後の計画が転用許可基準に照らして許可し得るものか、変更後の計画による周辺の農業への影響が、当初計画と同程度までに留まるかなどの観点から、変更の可否について転用許可権者の承認を要するとされているものです。

1番は、平成26年7月に5条許可を受けていた転用計画について、当初、3ヶ所で営農型太陽光発電施設を計画していましたが、事業規模を縮小し、この地での発電施設建設を中止したい旨の計画変更が申請されているものです。

申請地は、集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されます。
第4号議案は、以上1件で、田4.43㎡、畑4.70㎡で、転用目的の内訳は、その他施設用地9.13㎡になります。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。
第4号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第5号議案、非農地通知の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第5号議案、非農地通知の審議についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

1番の申請地は、渋野小学校から北西におよそ1kmの地点及び、丈六団地北口バス停留所より北におよそ800mの地点にそれぞれ位置しており、平成28年12月14日に、岸本委員さんと事務局2名で状況を確認しております。

現況について、対象地はいずれも所有者が相続した時にはすでに長年耕作されておらず、竹や雑木等で覆われており、周りの山林との境界も分からない状況であります。そのため農業用機械による耕起・整地は極めて困難で、農地に復元しがたい状態であると認められます。また周辺も山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま。

第5号議案は以上1件で、対象地は畑1, 561㎡です。

ご審議をよろしくをお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の非農地通知の審議については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第5号議案については、本案件を議案書のとおり非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が18件、再設定が3件で合計21件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が8件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～4番が多家良地区・6筆・4件、5番・6番勝占地区・5筆・2件、7番の3筆が上八万地区、8番～10番が応神地区・8筆・3件、11番～14番が川内地区・5筆・4件、7番の残り2筆と15番～18番の4件・4筆が国府地区、19番が南井上地区・2筆・1件、20番・21番が北井上地区・3筆・2件、となっております。

利用権設定については以上で、田15筆14, 849㎡、畑23筆22, 945.38

m²の合計38筆37,794.38m²となります。

続きまして、所有権移転についてご説明します。

10ページをお開きください。

本案件は、譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。

耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。

譲受人の耕作面積は、取得後121aに至るものであり、取得後には対象地において野菜の栽培を行うとのこととです。

所有権移転については以上1件で、田1筆1,365m²となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項についてご報告いたします。

議案書11ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。

13ページにわたって、12件、受理いたしました。

14ページにお移りください。

2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。

1件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。

15ページをお開きください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。

7件、受理いたしました。

16ページにお移りください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。

17ページにわたって、10件、受理いたしました。

18ページにお移りください。

5番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。

農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、3件、受理いたし

ました。

19ページをお開きください。

6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について、でございます。

1件、受理いたしました。

20ページにお移りください。

7番は、農地の転用制限の例外（農地法第5条）に係る事業計画書の受理について、でございます。

1件、受理いたしました。

21ページをお開きください。

8番は、農地であることの証明について、でございます。

1件、証明いたしました。

22ページにお移りください。9番は、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書について、でございます。

1件、交付いたしました。

23ページをお開きください。

10番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。

4件、徳島地方法務局に回答いたしました。

24ページにお移りください。

11番は、転用届出の取消について、でございます。

1件、取消しました。

報告事項について、の報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年1月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は2月28日（火）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（閉会 16時30分）